

総行給第 66 号
令和 8 年 9 月 28 日

各都道府県総務部長
(人事担当課・市町村担当課・区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公印省略)

会計年度任用職員制度における扶養手当及び住居手当の取扱いについて（通知）

厚生労働省は、短時間・有期雇用労働者に対する家族手当及び住宅手当に関する取扱いについて、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 430 号。以下「同一労働同一賃金ガイドライン」という。）を改正しました（「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件」（令和 8 年 4 月 28 日厚生労働省告示第 203 号））。

また、民間の動向を踏まえ、人事院は「一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について（通知）」（平成 20 年 8 月 26 日給実甲第 1064 号）を改正し、任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、扶養手当及び住居手当に相当する給与を支給するよう努めることと規定しました（「給実甲第 1064 号の一部改正について（通知）」（令和 8 年 7 月 22 日給実甲第 1394 号））。

以上の対応を踏まえ、令和 8 年 10 月 1 日以降においては、地方公務員についても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員には、扶養手当及び住居手当を支給する必要がある点にご留意の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」の改訂について（通知）（令和 8 年 3 月 30 日付総行公第 25 号・総行給第 24 号公務員部長通知）において送付した「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」（以下「事務処理マニュアル」という。）を、別紙のとおり改正します。なお、事務処理マニュアル全体の改訂版は、別途送付する予定です。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づく技術的助言です。

【連絡先】

総務省公務員部給与能率推進室
本橋、高橋
電話：03－5253－5549（直通）